報告第13号

専決処分の報告（高志保地内里道側溝修繕作業に伴う車両損傷の和解及び損害賠償）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第２項の規定により報告します。

令和８年９月28日提出

読谷村長　伊　波　　篤

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり高志保地内里道側溝修繕作業に伴う車両損傷の和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分とする。

１　相手方 [redacted]

２　損害賠償額　2,860円

３　概要　別紙事故報告書のとおり

令和８年８月28日

読谷村長　伊　波　　篤

事故報告書

発 生 日 時	令和８年５月21日（木）　午前11時頃
発 生 場 所	読谷村字高志保1239番地地先里道
状　況	令和８年５月21日午後11時頃、読谷村が管理する里道において、通行止め看板を設置し側溝の修繕作業中、相手方が通り抜けるために車両で通行した際に、側溝の修繕箇所に後輪タイヤが落ち、タイヤが損傷した。 相手方とは調整の結果、令和８年８月28日に賠償金支払いで示談。

第一当事者（甲）用

示談書

2026年8月28日

第一当事者（甲）	氏名　読谷村長　伊波　篤 住所　沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地1

第二当事者（乙）	氏名　[redacted] 住所　沖縄県中頭郡読谷村[redacted]

事故発生日時	2026年　5月　21日　午前　11時00分頃
事故発生場所	沖縄県中頭郡読谷村字高志保1239番地地先
事故状況	上記日時、場所にて甲の管理する側溝を通行止め看板を設置し修繕作業中、 乙が通り抜けるため車両で通行し、側溝の修繕箇所に後輪タイヤが落ち、 タイヤが損傷した。 以下余白
示談内容	甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として金2,860円 を乙指定の口座に支払う。 なお、本件示談の他、甲、乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。 以下余白